

意見書案第4号

平成25年6月21日提出

提出者 松山市議会議員 小崎 愛子

杉村 千栄

宮内 智矢

梶原 時義

武井 多佳子

篠崎 英代

平成25年6月27日否決

生活保護法改正と生活保護基準引き下げに反対する意見書について  
生活保護法改正と生活保護基準引き下げに反対する意見書を次のとおり提出する。

記

生活保護法改正と生活保護基準引き下げに反対する意見書

生活保護法は、1950年の施行以来、国民の最低生活を守り支える役割を果たしてきました。

安倍内閣は、今回初めてとなる本格改定で、国民のセーフティーネット（安全網）として重要な生活保護法を大幅に改悪し、生活保護制度本来のあり方を大もとから壊そうとしています。これは、憲法第25条で規定された文化的で、最低限度の生活を保障する生存権を奪うものです。

生活保護申請の際、現行法では口頭でも申請できたものを、今回の改悪案は、さまざまな書類を提出しなければ申請すら受け付けずとしており、生活保護の申請を窓口で追い返す「水際作戦」を合法化するものです。また、生活保護受給者の扶養義務者の資産、収入などを調査する福祉事務所の権限を強化し、扶養義務者の同意なしに官公庁、銀行、信託銀行、雇用主などに調査することができるとしています。これは生活保護申請をためらわせるとともに、親族関係を悪化させ、貧困の連鎖を拡大するものです。

現在、生活保護の捕捉率（保護基準以下で生活保護を受給している割合）は政府の発表でも17%にすぎず、本来受給できる人の6人に1人しか受給していません。今回の改悪で、一層生活保護がうけにくくなれば、全国で、年間1,746人に上る餓死者をさらにふやすことになります。

また、生活保護基準引き下げは、生活保護受給者のみならず、市民生活全般に悪影響を与えることです。生活保護基準は、就学援助や保育料、地方税非課税、最低賃金などと連動していることから、市民生活の全体水準の引き下げにつながります。特に子育て世代へ削減が大きくなっているのが問題です。

松山市において就学援助を受ける児童・生徒、生活保護世帯の児童・生徒は年々増加し、中学校で約15%、小学生で約12.5%に達しています。このような状況からも子育て

世代への直撃がされ、一層の貧困がひろがります。

今、必要なことは、雇用破壊や低賃金、低年金などの問題を解決し、憲法25条が掲げる生存権を名実ともに保障する生活保護制度へ充実、改善することです。

よって、政府においては、生活保護法の改悪は行なわず、生活保護基準引き下げを白紙に戻すよう強く要望をします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣